

法務省防災業務計画

作成 昭和 54 年 3 月

修正 昭和 55 年 12 月

平成 8 年 11 月

平成 13 年 3 月

平成 19 年 2 月

平成 25 年 3 月

平成 26 年 8 月

平成 27 年 1 月

平成 27 年 4 月

法務省

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 定義	1
第3節 防災に関する事務処理	1
第2章 防災体制	1
第1節 法務省災害情報連絡室	1
第2節 法務省防災連絡会議	2
第3節 災害対策本部	2
第1 法務省災害対策本部	2
第2 本省部局等及び所管各庁の災害対策本部	3
第3章 災害予防対策	3
第1節 防災要領の策定	3
第1 本省部局等の防災要領	3
第2 所管各庁の防災要領	3
第2節 初動体制の確立	3
第3節 職員の応援派遣体制の確立	4
第4節 被収容者等の安全確保のための協力体制の確立	4
第5節 合同庁舎入居庁の相互連携	4
第6節 関係機関との協力	4
第7節 防災に関する知識・意識の徹底	4
第8節 防災訓練の実施	4
第9節 施設設備、器材等の整備	5
第10節 非常用連絡通信手段の確保	5
第1 連絡通信手段の整備・拡充	5
第2 地域協力体制の整備	5
第11節 応急対策上必要な生活必需品の確保	5
第12節 所管行政に係る重要文書・磁気データ等の保全	5
第4章 災害応急・復旧対策	6
第1節 災害に関する迅速な情報伝達等	6
第2節 来庁者、職員等の避難誘導等	6

第3節	被収容者の安全確保等	6
第4節	被災状況の把握等	7
第5節	帰宅困難者の対応等	7
第6節	施設設備等の保全	7
第7節	被災庁に対する応援職員の派遣	7
第8節	業務継続のための代替措置等の検討	7
第9節	被災庁の業務等に関する広報・相談等	8
第10節	外国からの支援受入れに係る入国事務等の迅速処理	8
第11節	被災者救援等に関する対策	8
第5章 災害復興対策		8
第1節	災害復興に関する基本方針	8
第2節	罹災都市借地借家臨時処理法、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法及び特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の運用等に関する措置	8
第6章 東海地震に係る地震防災対策強化地域における地震防災強化計画		9
第1節	東海地震に関連する情報の収集及び伝達	9
第2節	東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報が発表された場合の措置	9
第1	連絡用職員の確保等	9
第2	準備行動の実施	9
第3	準備行動等の終了	10
第3節	地震災害警戒本部	10
第1	法務省地震災害警戒本部	10
第2	本省部局等及び強化地域に係る所管各庁の地震災害警戒本部	10
第4節	大規模地震に係る防災訓練の実施	11
第5節	地震防災上必要な教育及び広報	11
第1	防災教育の実施	11
第2	警戒宣言時の広報	11
第6節	その他	12
第7章 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進計画		12
第1節	南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波情報	

の収集及び伝達	12
第2節 津波応急対策の確立等	12
第3節 大規模地震に係る防災訓練の実施	13
第4節 地震防災上必要な教育	13
第5節 津波に関する規定の準用	13
第6節 その他	13
別図 災害・被災情報連絡・報告網	14

第1章 総則

第1節 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、平成23年3月に発生した東日本大震災など近年の大規模災害の経験を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、法務省における防災体制を確立するとともに、法務省の所掌事務について、災害予防、災害応急・復旧、災害復興その他必要な災害対策に関する基本的な事項を定めるとともに、法務省の防災対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第2節 定義

本計画における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「本省部局等」とは、本省の内部部局の局、部並びに大臣官房秘書課、大臣官房人事課、大臣官房会計課、大臣官房施設課及び大臣官房厚生管理官並びに法務総合研究所、公安調査庁及び公安審査委員会をいう。
- 2 「所管各庁」とは、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、法務局、地方法務局、矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、地方更生保護委員会、保護観察所、入国者収容所、地方入国管理局、矯正研修所、公安調査局、公安調査事務所及び公安調査庁研修所をいう。
- 3 「収容施設」とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、入国者収容所及び地方入国管理局の収容場をいう。

第3節 防災に関する事務処理

法務省の防災に関する事務処理は、本計画及び関係法令等の定めるところに基づいて、本省部局等及び所管各庁相互の連絡協調を図りつつ、組織的かつ計画的に実施するものとする。

第2章 防災体制

第1節 法務省災害情報連絡室

1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条第1項に定める津波警報又は同法第13条の2第1項に定める津波特別警報（以下「津波警報等」という。なお、津波特別警報は「大津波警報」として運用されている。）が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第9条に定める警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）又は警戒宣言前からの東海地震に関する情報が発せられた場合及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条第1項前段に定める事象発生の通報又は同法第15条第2項に定める原子力緊急事態宣言が発せられた場合を含む。以下同じ。）における本省部局等及び所管各庁からの災害に関する情報の収集・整理・伝達、関係機関等との連絡調整等必要な初期対応を迅速に行うため、法務省災害情報連絡室（以下「情報連絡室」という。）を設置することができる。ただし、当該災害に関し、法務省防災連絡会議が招集された場合、法務省災害対策本部又は法務省地震災害警戒本部が設置された場合はこの限りでない。

2 情報連絡室の構成及び設置については、別に定める。

第2節 法務省防災連絡会議

1 本省部局等の緊密な連絡協調の下に、法務省の防災体制を整備するとともに、防災対策を円滑かつ的確に推進するため、常設の機関として法務省防災連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における本省部局等及び所管各庁からの災害に関する情報の収集、整理、伝達、関係機関等との連絡・調整等必要な初期対応を行うため、連絡会議を緊急に招集することができる。ただし、当該災害に関し、法務省災害対策本部又は法務省地震災害警戒本部が設置された場合は、この限りでない。

3 連絡会議の構成、会議、検討事項等については、別に定める。

第3節 災害対策本部

第1 法務省災害対策本部

1 法務大臣は、非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況に照らして必要があると認めるときは、災害の応急・復旧、災害復興に関する万全の措置を講ずるため、法務省災害対策本部（以下「本省対策本部」という。）を設置するものとする。

2 本省対策本部は、災害対策基本法に基づいて設置される非常災害対策本部又は緊急災害対策本部、原子力災害対策特別措置法に基づいて設置される原

子力災害対策本部及び関係機関との連絡、本省部局等及び所管各庁における人的及び物的被災状況等の把握、災害対策の実施、本省部局等及び所管各庁の実施する災害対策の総合調整その他の災害対策に関する事務を行う。

3 本省対策本部の構成、会議、事務局その他必要な事項については、別に定める。

第2 本省部局等及び所管各庁の災害対策本部

1 本省部局等の長及び所管各庁の長は、非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況に照らして必要があると認めるときは、その所掌事務に関し、災害の応急・復旧、災害復興に関する万全の措置を講ずるため、災害対策本部（以下「部局等災害対策本部」という。）を設置するものとする。

2 部局等災害対策本部は、その所管に係る各施設における人的及び物的被災状況等の把握、災害対策の実施その他の災害対策に関する事務を行う。

3 部局等災害対策本部の構成、会議、事務局その他必要な事項については、本省部局等又は所管各庁においてそれぞれ定める。

第3章 災害予防対策

第1節 防災要領の策定

第1 本省部局等の防災要領

本省部局等の長は、本計画及び関係法令等の定めるところに従い、その所掌事務に関し防災上とるべき措置について、防災要領を作成するものとする。この場合において、本省各局の長及び公安調査庁長官は、防災要領において、管下各庁の防災要領の作成に関する指針、基準等を定めるものとする。

第2 所管各庁の防災要領

所管各庁の長は、本計画、本省部局等の防災要領及び関係法令等の定めるところに従い、その所掌事務に関し防災上とるべき措置について、当該所管各庁の業務内容、当該所管各庁が存する地域の気候・地理条件等に応じた防災要領を作成するものとする。この場合において、本省各局の長及び公安調査庁長官は、管下各庁に対し必要な指導・助言を行うものとする。

第2節 初動体制の確立

本省部局等の長及び所管各庁の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急対策を円滑に行うため、防災要領において、次に掲げる初動

体制の整備に関する措置を定めるものとする。

- 1 情報収集体制の整備
- 2 連絡・参集体制の整備
- 3 災害時における意思決定機能を確保するための代決者及び代行者の決定
- 4 避難路、避難場所及び避難誘導体制の整備
- 5 関係機関との連絡・調整体制の整備

第3節 職員の応援派遣体制の確立

本省各局の長及び公安調査庁長官は、管下各庁の災害応急・復旧対策を円滑に行いう要員を確保するため、防災要領において、職員の応援派遣体制の整備に関する措置を定めるものとする。

第4節 被収容者等の安全確保のための協力体制の確立

矯正局長、入国管理局長及び管下各庁の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、収容施設の被収容者の安全の確保を図るため、防災要領において、応急物資の供給、被収容者の移送等に係る他の収容施設等との協力体制の整備に関する措置を定めるものとする。

第5節 合同庁舎入居庁の相互連携

合同庁舎に入居する本省部局等の長及び所管各庁の長は、防災体制の整備及び災害対策の実施に当たっては、他の入居庁と連携を密にし、相互協力体制を確立するよう配慮するものとする。

第6節 関係機関との協力

本省部局等の長及び所管各庁の長は、関係機関と密接な連携を図り、相互に協力して防災に関する業務の遂行に当たるものとする。

第7節 防災に関する知識・意識の徹底

本省部局等の長及び所管各庁の長は、本計画、防災要領及び関係法令等の定めるところに基づいて、職員に対する教育・研修を実施し、防災に関する職員の知識の普及・向上及び意識の徹底を図るものとする。

第8節 防災訓練の実施

本省部局等の長及び所管各庁の長は、毎年1回以上、大規模な災害の発生を想定した防災訓練を実施するものとする。この場合において、本省各局の長及

び公安調査庁長官は、管下各庁に対して、防災訓練の実施計画、実施結果等について報告を求め、必要な指導・助言を行うものとする。

第9節 施設設備、器材等の整備

本省部局等の長及び所管各庁の長は、防災上必要な施設設備、器材等の整備に関し、大臣官房会計課及び大臣官房施設課と連携を図りつつ、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

- 1 施設建物の耐震診断、不燃堅牢構造化及び耐震構造化の推進
- 2 電気、石油、ガス等の危険物に係る設備の点検・補修等の実施
- 3 消火器・スプリンクラー等の消防用設備・器材、緊急地震速報受信端末等の警報装置、避難誘導標識、自家発電設備等の整備の推進及び点検・補修等の実施

第10節 非常用連絡通信手段の確保

第1 連絡通信手段の整備・拡充

本省部局等の長及び所管各庁の長は、災害発生時における公衆回線の途絶等の事態に備え、携帯電話、無線通信機器、衛星通信機器等の非常用通信手段の整備・拡充に努めるものとし、また、必要に応じ、非常用通信手段の運営要領を定めるものとする。

第2 地域協力体制の整備

本省部局等の長及び所管各庁の長は、災害時の通信手段の相互利用等に係る各地域における所管各庁相互の協力関係の整備に努めるものとし、連絡会議は、協力体制の整備に必要な調整を行うものとする。

第11節 応急対策上必要な生活必需品の確保

本省部局等の長及び所管各庁の長は、被収容者、来庁者、職員等の救助、所掌事務に係る応急・復旧等の災害応急対策を適切かつ円滑に行うために必要な非常食料、救急用医薬品等の備蓄その他の生活必需品の確保に努めるものとする。

第12節 所管行政に係る重要文書・磁気データ等の保全

本省部局等の長及び所管各庁の長は、所掌事務の遂行上不可欠な文書・磁気データ等の災害による滅失、遗漏等を防止するため、次に掲げる措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 1 重要文書の保管体制の強化のための措置

- 2 コンピュータ・バックアップ・システム（バックアップ・データの分散保管を含む。）及び無停電電源装置の導入等による磁気データの管理体制の強化のための措置
- 3 コンピュータ・ネットワーク上の情報漏洩防止のための措置

第4章 災害応急・復旧対策

第1節 災害に関する迅速な情報伝達等

- 1 本省部局等の長及び所管各庁の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに当該災害に関する情報を収集した上、別図の経路に従い、速やかに連絡会議（連絡会議が招集されていない場合には大臣官房秘書課広報室又は情報連絡室。本省対策本部又は法務省地震災害警戒本部が設置されている場合には当該本部。この章において同じ。）に報告するものとする。
- 2 連絡会議は、本省部局等、所管各庁及び内閣府等の関係機関からの災害に関する情報を分析し、所管行政に与える影響が著しいと判断されるときは、その旨を官邸及び内閣府等の関係機関に報告するとともに、関係する本省部局等及び所管各庁に対して周知を図るものとする。

第2節 来庁者、職員等の避難誘導等

本省部局等の職員及び所管各庁の職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、来庁者、職員等の避難誘導等の措置を迅速に行い、これらの者の安全の確保に努めるものとする。

第3節 被収容者の安全確保等

収容施設の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被収容者の適正な収容に努めるとともに、被収容者の安全を確保するため、速やかに次に掲げる措置を講ずるものとする。この場合において必要があるときは、他の収容施設等の協力を得るものとする。

- 1 被収容者の混乱、逃走等の事故の防止
- 2 被収容者の避難誘導及び救護
- 3 被収容者の衆情の安定の確保
- 4 被収容者の他の施設への移送等

第4節 被災状況の把握等

被災した所管各庁（以下「被災庁」という。）の長は、災害の規模、職員等の安否、施設建物等の被害、業務処理体制への影響等を速やかに把握し、第1節に定めるところに従い連絡会議へ報告を行うとともに、被災地域における関係機関との協力体制の確保に努めるものとする。この場合において、本省部局等の長は、必要に応じ現地調査員を派遣し、被災庁の被災状況及び被災地の状況について速やかに情報収集を行うとともに、当該情報に基づき、関係機関と必要な連絡調整を図り、速やかに被災庁を支援するための対策を講ずるものとする。

第5節 帰宅困難者の対応等

首都圏を始めとする大都市圏においては、災害が発生したことに伴い公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがない場合、本省部局等の長及び所管各庁の長は、職員の一斉帰宅の抑制及び施設内待機を図るとともに、職員以外の在庁者の施設内待機、帰宅困難者の受入れ等に努めるものとする。

第6節 施設設備等の保全

本省部局等の長及び所管各庁の長は、施設設備等に被害を受けたときは、速やかに可能な応急復旧措置を講ずるとともに、電気、石油、ガス等の危険物に係る設備等の安全を確保するなどして二次災害の防止に努め、業務体制の維持・回復に努めるものとする。

第7節 被災庁に対する応援職員の派遣

被災庁の長は、業務体制の維持・回復のための措置その他の応急措置を講ずるために、被災庁以外の所管各庁の職員の応援が必要であると認めるときは、その旨を上級庁等に報告し、当該上級庁等の長は、被災庁以外の管下各庁の長の意見を聴いた上、速やかに被災庁以外の管下各庁の職員から応援職員の人選を行い、被災庁に派遣するものとする。

第8節 業務継続のための代替措置等の検討

被災庁において、被害が著しく業務を一時停止せざるを得ないときは、当該被災庁の長及びその上級庁等の長は、本省部局等の指示に従い、業務停止に伴う国民生活等への影響、業務の復旧に要する時間等を踏まえ、近接する他の庁において当該業務を処理する等の適切な代替的措置を速やかに講ずるよう努めるものとする。

第9節 被災庁の業務等に関する広報・相談等

- 1 被災庁の長及びその上級庁等の長は、被災庁が受けた被害の状況、窓口業務の対応状況、業務復旧の見込み及びその代替的措置その他被災庁の所掌事務に關し被災住民等に提供することが有益な情報について、正確な広報を行うものとする。この場合において、本省部局等の長は、内閣府等の関係機関、報道機関等と協力し、積極的な広報に努めるとともに、被災地等における情報の混乱に対しては、是正等の適切な処置を講ずるものとする。
- 2 登記事務、供託事務、戸籍事務、人権擁護事務、外国人等の出入国管理事務その他の被災住民の権利の保全等にかかわる事務に関する照会等に対処するため、関係する被災庁の長及びその上級庁等の長は、相談窓口の設置等による相談体制の整備に努めるものとする。

第10節 外国からの支援受入れに係る入国事務等の迅速処理

入国管理局及び関係する地方入国管理局においては、外国から支援を受け入れる場合において、支援要員の受入れに係る出入国管理事務の処理に当たっては、関係省庁と緊密な連絡をとり、支援要員の入国手続等の迅速化を図る等の緊急事態に配慮した運用に努めるものとする。

第11節 被災者救援等に関する対策

本省部局等及び所管各庁においては、被害が甚大であって、被災した地域住民等に対し救援策を講ずる緊急の必要があるときは、適正な業務遂行を確保しつつ、庁舎等の一部を避難所として提供するなど、可能な限りの救援に努めるものとする。

第5章 災害復興対策

第1節 災害復興に関する基本方針

法務省は、被災地の復興のため、法秩序の維持に万全を期すとともに、国民の権利の保全等を図るために必要な対策を迅速に講ずることにより、被災地における適正かつ円滑な復興に取り組むものとする。

第2節 罹災都市借地借家臨時処理法、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法及び特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する

る法律の運用等に関する措置

関係本省部局等においては、関係機関とともに、被災地における罹災都市借地借家臨時処理法（昭和21年法律第13号）、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成7年法律第43号）及び特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）の適用の要否について検討するものとする。また、これらの法律が適用された場合において、関係本省部局等及び関係所管各庁の長は、法律の運用に関して、関係被災住民の不安を解消し、法的紛争の予防及び適切な解決に資するため、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 法律の趣旨・内容の周知徹底
- 2 被災住民に対する相談体制の充実強化
- 3 相談業務に従事する職員等に対する研修等の実施

第6章 東海地震に係る地震防災対策強化地域における地震防災強化計画

第1節 東海地震に関連する情報の収集及び伝達

- 1 大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づき指定された地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に係る所管各庁（強化地域内及びその周辺部に存する所管各庁をいう。以下同じ。）においては、平素から、地域の関係機関との連絡体制を確保するとともに、テレビ、ラジオ等を通じ、地震災害に関する情報の収集に努めるものとする。
- 2 情報連絡室、連絡会議又は法務省地震災害警戒本部は、警戒宣言が発せられた旨の情報又は警戒宣言前の東海地震に関連する情報を入手したときは、別図の経路に従い、本省各局及び公安調査庁を通じて関係所管各庁に伝達し、又は法務総合研究所を通じてその支所に伝達するものとする。

第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報が発表された場合の措置

第1 連絡用職員の確保等

本省部局等及び強化地域に係る所管各庁は、気象庁が東海地震に関連する調査情報（臨時）を発表した場合には、平常時の業務を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとるものとする。

第2 準備行動の実施

- 1 本省部局等及び強化地域に係る所管各庁は、気象庁が東海地震注意情報を発表した場合には、必要な職員の参集及び連絡体制の確保を行う。
- 2 強化地域に係る所管各庁は、政府が東海地震注意情報を踏まえて準備行動を開始する旨の決定をした場合には、緊急時に備え、救助、救急、消火、医療、物資の点検その他安全確保対策等ある程度時間を要する準備行動をとるものとする。

第3 準備行動等の終了

東海地震に関連する調査情報の中で安心情報（気象庁が、東海地震発生のおそれがなくなったと認めた場合又は地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合に発表される情報をいう。）が発表された場合又は東海地震注意情報の解除が発表された場合には、前記第1又は第2の措置を終了するものとする。

第3節 地震災害警戒本部

第1 法務省地震災害警戒本部

- 1 法務大臣は、気象庁が発表する東海地震予知情報に基づき警戒宣言が発せられたときは、地震防災応急対策に係る措置を講ずるため、法務省地震災害警戒本部（以下「本省警戒本部」という。）を設置するものとする。
- 2 本省警戒本部は、大規模地震対策特別措置法第10条の規定に基づいて設置される地震災害警戒本部及び関係機関との連絡、地震に関する情報の伝達、強化地域に係る所管各庁における避難状況等の把握、地震防災応急対策の実施、本省部局等及び強化地域に係る所管各庁（強化地域内に存する所管各庁の上級庁等を含む。以下同じ。）の実施する地震防災応急対策の実施状況の把握・総合調整その他の地震防災応急対策に関する事務を行う。
- 3 本省警戒本部の構成、会議、事務局、所掌事務その他必要な事項については、本省対策本部に準ずる。
- 4 本省警戒本部は、地震が発生して本省対策本部が設置されたとき又は地震災害に関する警戒解除宣言が発せられたときに廃止されるものとする。

第2 本省部局等及び強化地域に係る所管各庁の地震災害警戒本部

- 1 本省部局等の長及び強化地域に係る所管各庁の長は、気象庁が発表する東海地震予知情報に基づき警戒宣言が発せられたときは、地震防災応急対策に係る措置を講ずるため、地震災害警戒本部（以下「部局等警戒本部」という。）を設置するものとする。
- 2 部局等警戒本部は、その所管に係る各施設について地震に関する情報の伝達、避難状況等の把握、地震防災応急対策の実施その他の地震防災応急対策

に関する事務を行うものとする。

- 3 本省部局等の長及び強化地域に係る所管各庁の長は、第3章第1節第1及び第2に定める防災要領において、部局等警戒本部の構成、会議、事務局その他必要な事項及び東海地震に係る地震防災対策について定めるものとする。
- 4 部局等警戒本部は、地震が発生して部局等対策本部が設置されたとき又は地震災害に関する警戒解除宣言が発せられたときに廃止されるものとする。

第4節 大規模地震に係る防災訓練の実施

強化地域に係る所管各庁は、大規模な地震の発生を想定した防災訓練を、次の事項に留意した上で毎年1回以上実施するものとする。

- 1 東海地震注意情報の発表に関する情報伝達及び警戒宣言発令前の準備体制
- 2 東海地震予知情報の発表及び警戒宣言の発令に関する情報伝達
- 3 警戒宣言の発令に伴う地震防災応急対策
- 4 地震災害発生後の災害応急対策
- 5 その他強化地域内に存する所管各庁において必要と認める事項

第5節 地震防災上必要な教育及び広報

第1 防災教育の実施

強化地域に係る所管各庁は、その職員に対し、次の事項を内容とする教育を実施するものとする。

- 1 気象庁の発表する予報及び警報に関する基礎知識
- 2 東海地震に関連する情報に関する知識
- 3 予想される地震及び津波に関する知識
- 4 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 職員等が果たすべき役割
- 6 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 警戒宣言時の広報

強化地域に係る所管各庁は、警戒宣言が発せられた場合において、それに伴う地震防災応急対策等に関する情報について周辺住民等に提供することが有益な情報と認められるときは、正確な広報を行うものとする。この場合において、本省部局等の長は、関係機関、報道機関等と協力し、積極的な広報に努めるとともに、地震予知情報等に伴う混乱に対しては、是正等の適切な処置を講ずるものとする。

第6節 その他

強化地域に係る大規模地震の災害予防、災害応急・復旧及び災害復興対策については、本章で定めるもののほか、第3章、第4章及び第5章の定めるところにより対応する。

第7章 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進計画

第1節 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波情報の収集及び伝達

- 1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき指定された南海トラフ地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）内に存する所管各庁は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等を通じ、当該地震及びこれに伴う津波に関する情報の収集に努めるものとする。
- 2 情報連絡室、連絡会議又は本省対策本部は、南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波警報等の情報を入手したときは、別図により推進地域内に存する所管各庁に対する当該津波情報の伝達に努め、又は推進地域内に存する所管各庁が実施する当該津波警報等に対する応急対策等を把握するものとする。
- 3 推進地域内に存する所管各庁は、当該所管各庁が所在する地方自治体が作成する津波ハザードマップ等を参考とするなどして、特に津波による危険その他特別の危険が予想される場合には、気象業務法第15条第3項又は同法第15条の2第4項に基づく市町村長が公衆及び官公署に周知する津波警報等の伝達方法を平常時から確認しておくものとする。

第2節 津波応急対策の確立等

- 1 推進地域内に存する所管各庁は、特に津波による危険その他特別の危険が予想される地域に存する場合には、避難路、避難場所、避難方法、土嚢等による応急浸水対策、関係機関との連絡方法その他津波応急対策を平常時から

確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

- 2 推進地域内に存する所管各庁は、特に津波による危険その他特別の危険が予想される地域に存する場合には、工事中の建築物その他の工作物又は施設がある場合には、津波来襲に備えて、緊急点検、巡視の実施等の安全確保上とするべき措置を定めるものとする。

この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防災対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第3節 大規模地震に係る防災訓練の実施

推進地域内に存する所管各庁は、推進地域に係る大規模地震、津波等を想定した防災訓練を毎年1回以上実施するものとする。

第4節 地震防災上必要な教育

推進地域内に存する所管各庁は、その職員に対し、次の事項を内容とする教育を実施するものとする。

- 1 南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震及び津波に関する一般的な知識
- 3 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 職員等が果たすべき役割
- 5 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 今後地震対策として取り組む必要のある課題

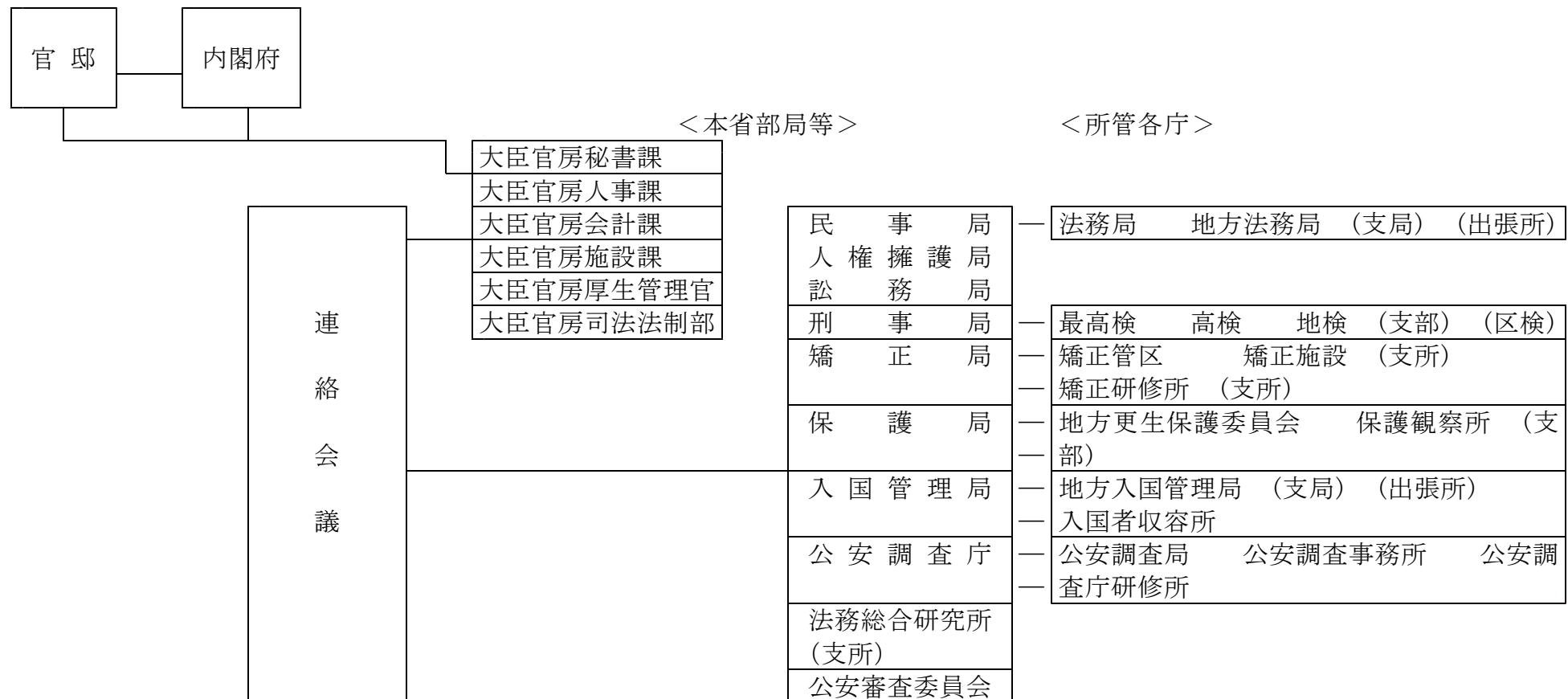
第5節 津波に関する規定の準用

推進地域以外の、津波による危険その他特別の危険が予想される地域に存する所管各庁には、本章において定める津波に関する規定を準用する。

第6節 その他

推進地域に係る大規模地震の災害予防、災害応急・復旧及び災害復興対策については、本章で定めるもののほか、第3章、第4章及び第5章の定めるところにより対応する。

災害・被災情報連絡・報告網



- ※ 連絡会議が招集されていない場合は、連絡会議を大臣官房秘書課広報室又は情報連絡室と読み替えるものとする。
- ※ 本省対策本部又は本省警戒本部が設置されている場合は、連絡会議を当該本部と読み替えるものとする。